

第二章 水防組織

第二章 水防組織

第一節 県の水防組織

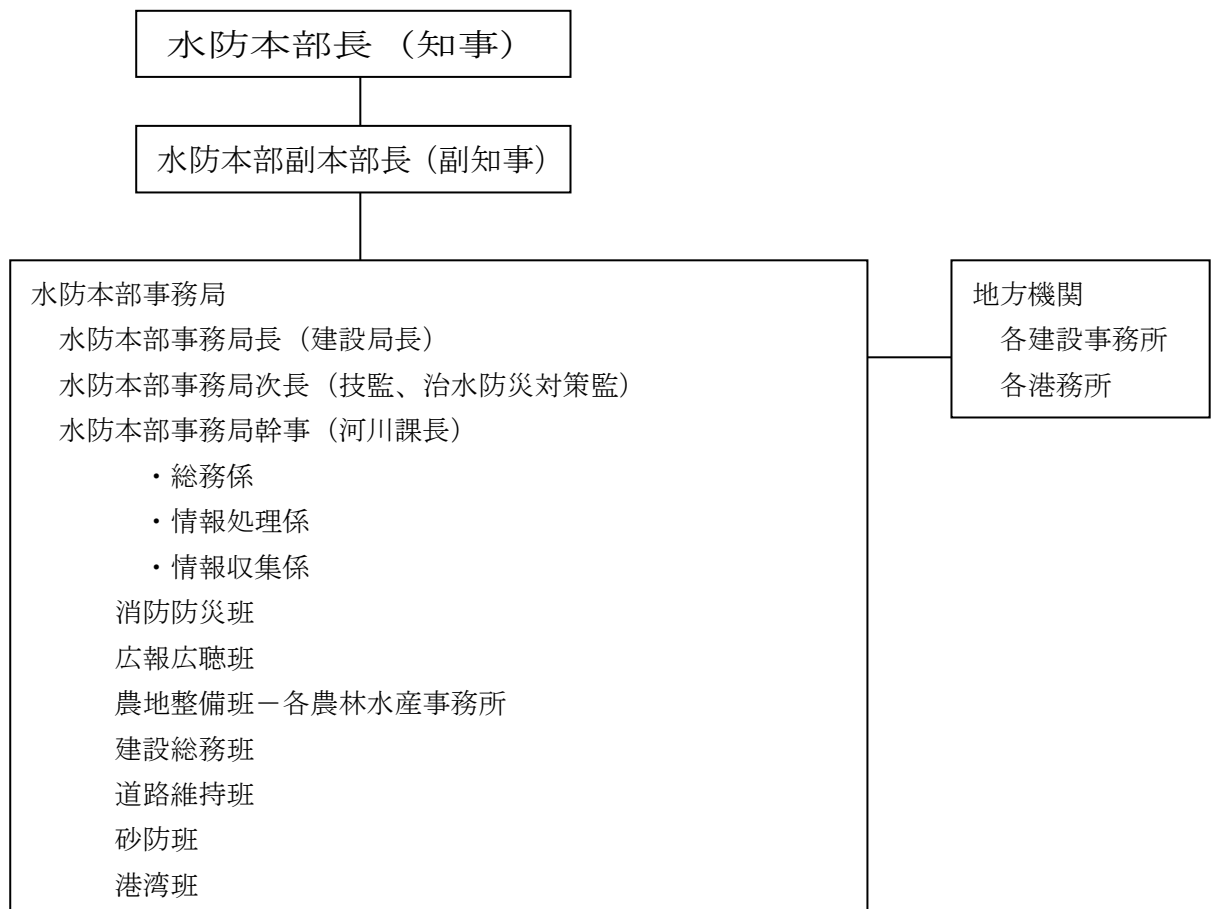
1 目的

県水防本部は、第一章第三節 1 に規定された県の水防責任を全うするために、円滑な情報伝達と迅速な対応をはかることを目的とする組織である。

2 概要

- (1) 県水防本部は、愛知県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）を構成する各部班のうち水防活動に特に関係の深い部班で編制する常設機関であり、水防業務の総括にあたり、事務局を建設局河川課に置く。
県水防本部は、本部長、副本部長、事務局並びに各部、各班及び支部・地方機関をもって構成する。
- (2) 水防本部長を知事、水防本部副本部長を副知事とする。両者への水防活動報告及び被害状況報告は事務局長が行う。
- (3) 県水防本部は、県災害対策本部が設置された場合は同本部に統合され、以後同本部の一元的組織において水防に係る事務を遂行する。

3 県水防本部組織図



4 県水防本部事務局の所掌事務

- (1) 事務局長は県水防本部事務局の事務を統括する。事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長が欠けたときは代わりにその職務を行う。事務局幹事は水防の対策方針を決定する。
- (2) 事務局には総務係、情報処理係及び情報収集係を置く。
 - ア 総務係 対策方針案の策定及び各部・各班・各支部への対策指示・調整。
 - イ 情報処理係 水防警報、洪水予報の通報管理。情報整理・簡素化、重複事項の統一。関係機関・課室（県災害対策本部設置時には県災害対策本部）への連絡。
 - ウ 情報収集係 水防テレメーターの監視。気象情報・河川情報の収集。各部・各班・各支部からの情報収集。
- (3) 県災害対策本部が設置されたときは、その災害対策本部事務局として上記事務を担当する。

5 県水防本部各班の所掌事務

- (1) 消防防災班
 - ア 非常配備に関すること。
 - イ 気象警報、注意報、情報及び対策通報の受信及び伝達に関すること。
 - ウ 洪水予報の伝達に関すること。
 - エ 人・住家等被害の状況を把握すること（公共土木施設被害を除く）。
 - オ 自衛隊の活動状況の把握に関すること（県災害対策本部の解散後に限る）。
 - カ 緊急輸送車両の確認証明書の交付に関すること（他班に係るものを除く）。
- (2) 広報広聴班
 - ア 県民の人心安定のための広報、その他県水防本部の水防対策についての報道に関すること。
 - イ ラジオ、テレビ、新聞等報道機関との連絡及び相互協力に関すること。
 - ウ 事務局・各班が作成した水防に関する広報資料及び被害情報等その他広報資料の収集及び提供に関すること。
- (3) 農地整備班
ため池、用排水路、樋門、干拓堤防等農業用施設の水防活動に関すること。
- (4) 建設総務班
 - ア 水防用資器材の調達・供給に関すること。
 - イ 公共土木施設被害の取りまとめに関すること。
 - ウ 緊急輸送用車両の確認証明書の交付に関すること。
- (5) 道路維持班
 - ア 交通の制限及び規制に関すること。
 - イ 水防時における通行路線の決定に関すること。
 - ウ 道路情報の収集に関すること。
- (6) 砂防班
砂防施設、地すべりに関すること。
- (7) 港湾班
港湾、漁港の水防活動に関すること。

6 県水防本部地方機関の所掌事務

各地方機関は、堤防の決壊、堤防から水が溢れた等水防上重大かつ緊急を要する情報を入手したときは、ファックス等書面により、関係市町村・水防本部事務局・管轄警察署・県民事務所に対し、他の事務に優先して迅速に通報しなければならない。なお、災害対策本部が設置されたときは、その地方機関として当該事務を所掌する。

(1) 各地方機関共通事項

- ア 洪水予報、水防警報の発表、発令、伝達に関すること。
- イ 管内の雨量情報、水位情報、河川状況の収集、伝達に関すること。

(2) 各建設事務所

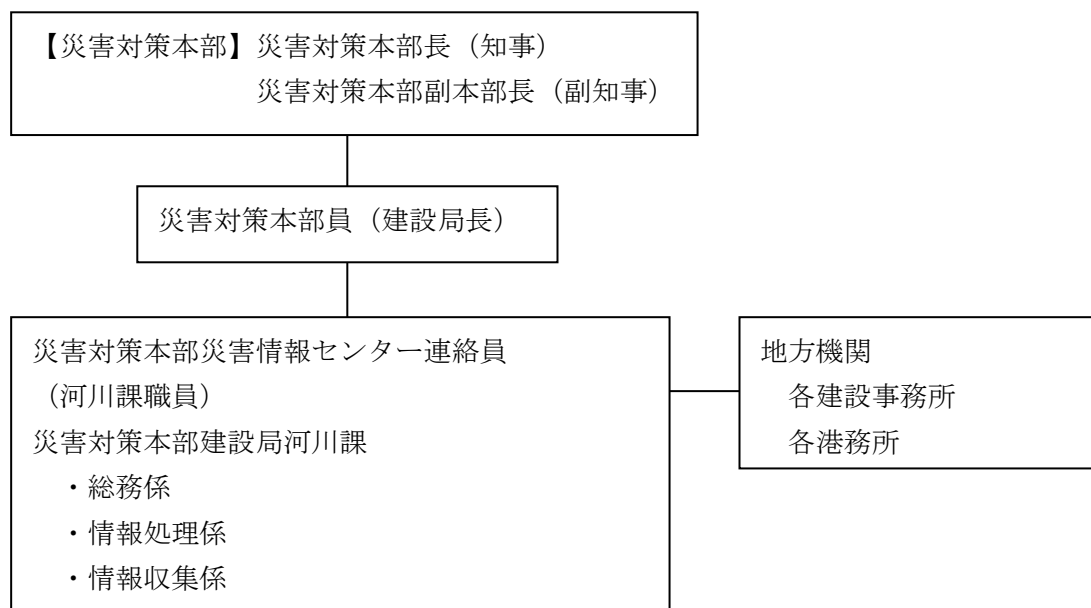
- ア 管内河川及び海岸の被災状況等を把握すること。
- イ 管内市町村の水防活動状況に関する次の事項を把握すること。
 - ・水防団等の出動時刻、出動人員、出動箇所
 - ・水防活動地点
- ウ ア及びイに関する情報を事務局へ報告すること。
- エ 水防本部からの情報を管内市町村に通知すること。
- オ 応急対策を行うこと。

(3) 各港務所

- ア 管理海岸における被災状況を把握すること。
- イ 管理海岸の水防活動状況を把握すること。

7 県災害対策本部に統合後の組織及び所掌事務

県災害対策本部が設置された後は、愛知県災害対策実施要綱に定める災害対策本部機構の組織に統合されるものとする。前記の場合においても、水防に関する事務は災害対策本部建設局河川課及び各地方機関において従前のとおり担当する。



第二節 水防管理団体

1 水防管理団体の組織

水防管理団体は水防体制を確立し、水防団又は消防団を整備しなければならない（法第 3 条、第 5 条）。団体の内容は表 1 及び表 2 のとおり。

2 指定水防管理団体の事務

水防上公共の安全に重大な関係があるとして法第 4 条により知事が指定した水防管理団体は表 1 のとおりであり、指定水防管理団体は第一章第三節 3、4 に規定された事務を行うものとする。

3 非指定水防管理団体の事務

非指定水防管理団体は表 2 のとおりであり、第一章第三節 3 に規定された事務を行うものとする。

表 1 指定水防管理団体

指 定 水 防 管理団体名	管 轄 区 域	水 防 区 域					水 防 （ 消 防 ） 団 員 数 （ 名：現 員 ）	所 建 管 設 事 務 所
		堤 防 延 長				水 こう 門 （ 箇 所 ）		
		河 川（ m ）	海 岸（ m ）	た め 池（ m ）	計 （ m ）			
名古屋市	名古屋市の全域	392,638	264,000	490	657,128	118	4,995	尾張
春日井市	春日井市の全域	136,460	0	6,239	142,699	9	144	尾張
豊明市	豊明市の全域	26,426	0	4,513	30,939	0	144	尾張
清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	260	尾張
北名古屋市	北名古屋市の全域	43,728	0	0	43,728	33	143	尾張
豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	85	尾張
尾張水害 予防組合	一宮市、犬山市、江南市、稲 沢市、岩倉市、丹羽郡の全域	443,800	0	9,300	453,100	143	1,369	一宮
海部地区 水防事務 組合	津島市、愛西市、弥富市、あま 市、海部郡の一、二級河川及 び弥富、飛島海岸	143,111	15,433	0	158,544	146	1,778	海部
半田市	半田市の全域	35,221	13,788	4,470	53,479	11	395	知多
常滑市	常滑市の全域	29,980	19,800	6,282	56,062	36	73	知多
東海市	東海市の全域	45,680	10,600	3,007	59,287	10	168	知多
大府市	大府市の全域	86,292	0	6,886	93,178	7	150	知多
知多市	知多市の全域	72,498	9,140	3,793	85,431	3	128	知多
東浦町	東浦町の全域	47,600	5,000	3,752	56,352	21	190	知多
美浜町	美浜町の全域	43,560	12,610	4,527	60,697	43	209	知多
武豊町	武豊町の全域	32,000	11,260	2,700	45,960	22	170	知多
岡崎市	岡崎市の全域	91,092	0	2,706	93,798	6	1,464	西三河
西尾市	西尾市の全域	236,600	49,131	3,798	289,529	191	524	西三河
碧南市	碧南市の全域	50,848	5,800	0	56,648	75	153	知立
刈谷市	刈谷市の全域	113,647	2,963	2,583	119,193	62	351	知立
安城市	安城市の全域	131,792	0	0	131,792	0	495	知立
知立市	知立市の全域	42,500	0	194	42,694	0	170	知立
高浜市	高浜市の全域	15,968	8,973	0	24,941	27	78	知立
豊田市	豊田市の全域	1,082,949	0	13,049	1,096,266	47	1,888	豊田加茂
みよし市	みよし市の全域	45,010	0	4,553	49,563	3	297	豊田加茂
豊橋市	豊橋市の全域	237,833	32,700	16,247	286,780	184	948	東三河
豊川市	豊川市の全域	238,990	4,100	4,362	247,452	41	631	東三河
蒲郡市	蒲郡市の全域	118,052	28,598	2,823	149,473	51	362	東三河
田原市	田原市の全域	165,570	84,400	14,463	264,433	51	669	東三河
合計	29 団体	4,186,648	578,296	120,737	4,885,949	1,371	18,431	

表 2 非指定水防管理団体

非指定水防 管理団体名	管 轄 区 域	水 防 区 域					水 防 （ 消 防 ） 団 員 数 （名：現員）	所 管 建 設 事 務 所
		堤 防 延 長				水 工 門 （ 箇 所 ）		
		河 川（m）	海 岸（m）	た め 池（m）	計（ m ）			
瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	245	尾張
小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	139	尾張
尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	115	尾張
日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	235	尾張
長久手市	長久手市の全域	50,950	0	2,640	53,590	1	117	尾張
東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,876	28,676	0	75	尾張
津島市	海部地区水防事務組合の管 轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	211	海部
愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	350	海部
弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	301	海部
あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	291	海部
大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	203	海部
蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	197	海部
飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部
阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	75	知多
南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,950	76,927	23	299	知多
幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河
新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	657	新城設楽
設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	240	新城設楽
東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	134	新城設楽
豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	66	新城設楽
合計	20 団体	1,709,117	34,318	37,736	1,781,171	158	4,236	